

荒川将来像計画（改定原案）について関係する住民からいただいたご意見に対する考え方

本資料は、荒川将来像計画（改定原案）について関係する住民からいただいたご意見に対する考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的に整理した概要となっております。

このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、一致していない場合があります。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
全体	A1	専門用語の説明の記載場所 ・専門用語の説明を目次の前に記載すべき（文中には説明があるが）。	・本計画の構成として、専門用語は該当箇所の本文に記載しています。
	A2	現状の問題点の記載の必要性 ・現状の問題点を併せて記載すべき。 これではバラ色過ぎる。問題点が整理してあると危険性が理解し易い。	・全体構想書は“荒川の望ましい姿”の実現に向けた理念や川づくりの考え方等を記載した計画であり、現状の課題は推進計画に記載しています。
	A3	写真や図の追加の必要性 ・全体に資料や写真がばさばさ切られているが、代わりとなる写真や図を入れてわかりやすくすべき。	・今回改定予定の全体構想書は、図や写真を削除し、代わりに具体的な方針や整備内容を記載している推進計画に、写真や図を掲載しています。
	A4	グリーンインフラ・生態系ネットワークの記載の必要性 ・令和3年4月に制定された「流域治水関連法」の附帯決議に明記された、「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること」を、然るべき箇所に記載する必要。	・全体構想書（改定原案）や推進計画（改定原案）にある「自然地ネットワーク」を「生態系ネットワーク」に統一します。 ・ご意見を踏まえて、推進計画（改定案）「2.4.1(2)流域治水プロジェクト」に追記します。
	A5	現行計画の成果・評価 ・計画を改定されるに当たり、現行計画の成果をどう評価するのでしょうか。自然地は増えたのか、生き物は、ヒヌマイトトンボは、と疑問に思います。計画ができてから27年、その評価によって継続すること、課題とすることがあり、その検証の上に改定されるものと思います。その評価を明らかにし、提示してください。	・評価（フォローアップ）に関しては、地区別計画改定の際に実施を予定しています。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	A6	全体を通して ・荒川下流域は海からつながる貴重な22km、領域であり、残された生き物を減少、絶滅させないためにも、ネイチャーポジティブ実現に向け、流域に視点をおいた多様な人々に関わる将来像計画であるべきです。それは国交省 荒川下流河川事務所だからできることだと思います。どうぞ国の意思を示してください。 ・2市7区で構成される「荒川の将来を考える協議会」では、2市7区それぞれが生物多様性の共通認識を持ち、念頭に置いて取り組んでもらいたい。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
	A7	追加の記載の必要性について ・荒川将来像計画には、以下3点を踏まえて作成してほしい。 ①文化歴史をふまえる。 ②教育的見地で考える。 ③都市計画と共に考える。	・「①文化歴史をふまえる」については、ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「4.4.1 快適な川づくりの考え方」及び「4.4.3 荒川と地域の歴史を踏まえた、良好な景観を保全するための基本的な考え方」に追記します。 ・「③都市計画と共に考える」については、ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「4.4.1 快適な川づくりの考え方」及び「5.2 超過洪水から街を守る」に追記します。 ・なお、「②教育的見地で考える」については、推進計画（改定原案）「2.5.2 今後の荒川下流部を守り育てていくための沿川住民活動と行政の連携について」に記載しています。
1.1 「荒川将来像計画」について	A8	表現等の修正について （全体構想書（改定原案）p.1-1 25行目） ・「人々のにぎわい拠点も資する」とあるが、「人々のにぎわい拠点にも資する」といった表現が適切ではないか。	・ご意見を踏まえ修正します。
2.1.1 健康な川づくりを目指して	A9	計画の目標年次について （全体構想書（改定原案）p.2-1 5行目） ・「次の100年に向けて荒川の将来像を描くことが大切です」とあるが、将来像計画の起点は通水100年ではないのでおかしい。将来像計画はおおむね50年先を見据えて策定したといていた。	・荒川将来像計画（全体構想書）は、“荒川の望ましい姿”の実現に向けた理念や川づくりの考え方等を記載した長期計画であり、具体的な目標年次は設けていません。
	A10	理念について ・生態系保全の重要な役目を担う荒川は、開発に引きづられがちな将来像計画ではなく、Well-Beingの拠点として、健康な川づくり、首都東京をリードする貴重な役目をして欲しいと思います。 ・「まち」と「ひと」が共に健康な状態へ…とあるが、「まち」「ひと」どちらも人間サイド。ワンヘルスの考え方に基づき、「野生動植物種や生態系」の健康、も加える必要。	・「荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」～」の荒川は、治水・利水・環境を指しており、「多様な生態系」が含まれています。 なお、全体構想書（改定案）「2.1.1 健康・Well-Beingな川づくりを目指して」及び推進計画（改定案）「2.1.1 健康・Well-Beingな川づくりを目指して」では、荒川と「まち」と「ひと」と同列で表現するため、「荒川」と修正しました。
2.1.2 将来像計画の理念	A11	5つの理念の他に必要な観点 （全体構想書（改定原案）p.2-2） ・5つの理念以外にも、流域以外の人にも荒川を知ってもらう努力が必要である。それにより、沿川住民にも誇りある川として愛着が生まれる。 ・上記の具体策は、荒川の魚介類等を利用した「荒川井」コンテスト及びイベントの開催を提案する。荒川の自然を知ってもらう機会になりうる。 ・将来的には、ふるさと納税やクラウドファンディングを通して、荒川の生態系復活プロジェクトが考えられる。全国に広がった荒川ファンがスポン	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、荒川放水路は来年2024年に通水100周年を迎えます。荒川下流河川事務所と沿川自治体が連携し、通水100周年に向けて様々なイベントを企画し、盛り上げていきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
		サーになり、個別具体的な自然保護プログラムが期待される。「食」を通して将来世代に「より健康な荒川」がバトンタッチされる。	
	A12	「あらゆるひとが川と触れ合い、誰もがくつろげる荒川」の理念について （全体構想書（改定原案） p. 2-2 21 行目） ・限られた人が集中的に荒川に関わるより、より多くの人が少しずつ関わる方向を目指し、荒川に関わる人を増やしていく	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2.2.2 荒川の適正な利用と快適に楽しめる川を創る	A13	具体的な利便施設の記載の必要性 （全体構想書（改定原案） p. 2-4 19 行目） ・荒川の両岸の数 Km ごとに「川の駅」と呼べるような拠点があれば良い （全体構想書（改定原案） p. 2-4 20 行目） ・各施設を快適に利用するため、「夏季に直射日光が避けられる樹木や、日よけ付きベンチの充実」をぜひ盛り込んでほしい。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 ・具体的な利便施設については、推進計画（改定原案）「2.3.4 (2)利便施設の配置について、(3) 河川敷の緑化」に記載しています。
	A14	荒川でのドローン使用について ・ドローンの民間利用開放について、場所と時間限定で、ドローン情報基盤システム（DIPS）に包括申請すれば飛ばせられるようにしてほしい。これからのドローン社会に対応した河川を全国に先駆けて対応してほしい。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、荒川下流河川事務所では、令和4年度から令和5年度にかけて荒川下流（都市部）における「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成に向けて、民間事業者と連携してドローンの実飛行による実証実験を実施しています。
3.1 荒川の優れた自然地	A15	生き物と環境に関する記載について ・各地区の自然地で生息する生き物と環境の関係の内容が、各ページで削除されていますが、一般の人にわかりやすくするために、それぞれの生物種と関わり方を具体的に記したほうが良い。改定で削除された部分を残してほしい。	・今回改定予定の全体構想書は、図や写真を削除し、代わりに具体的な方針や整備内容を記載している推進計画に、写真や図を掲載しております。なお、ご指摘の内容は、推進計画（改定原案）「2.2 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり」に記載しています。
3.2 荒川に望まれる自然	A16	治水と環境の調和の観点に関する整備について （全体構想書（改定原案） p. 3-2 1 行目以降） ・治水と環境の調和の観点から、護岸や浚渫などの治水上必要な工事でも、自然地や生物多様性の保全に考慮し、その方針や具体例などを明確に示すべき。	・全体構想書は“荒川の望ましい姿”の実現に向けた理念や川づくりの考え方等を記載した計画であり、具体的な取り組みは推進計画に記載しています。
3.2.2 荒川に望まれる自然の姿	A17	特徴的な生物 （全体構想書（改定原案） p. 3-4 2 行目） ・「特に重要な生物の生息環境（ハビタット）と位置付けられるものは干潟とヨシ原です。」とあるが、生物の生息環境はあらゆる面で繋がっており、重要性の順位を付けられるようなものではない。“重要な”ではなく、“特徴的な”にすべき。	・ここでの“重要な”は環境省レッドデータブック、環境省レッドリストや都県のレッドデータブックに基づく貴重種や希少種の生物を指しています。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
	A18	その他の要望 （全体構想書（改定原案） p. 3-4） ・ 植生図を作成して載せてほしい。 ・ 河川保全区域を明示してほしい。 ・ 草原では、オギ、ススキ、クズ原が多い。チガヤが少ない。 ・ 駐車場・道路ではジャリ敷、砂レキ地としてほしい。コチドリの繁殖の可能性があるので夏季には立入禁止とする区域をつくってほしい。	・ 環境情報図（植生図）や河川保全区域は、荒川3D河川管内図（下流域）～三次元河川管内図～で公表しています。 ・ ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	A19	池や水路、ワンド、湿地が作り出す小さな自然 （全体構想書（改定原案） p. 3-4） ・ ワンドを作ることにより、人がそこに入り、小魚獲り等を気軽に子供から年寄りまで、自然を味わう施設を作りこんでもらいたい。	・ 推進計画（改定原案）「2.2.4（1）②自然利用地」に記載のとおり、水辺の楽校、環境学習、自然観察等に利用できる環境の創出・維持を目指します。
3.3.1 荒川下流部の自然地の考え方	A20	自然地ネットワーク形成 （全体構想書（改定原案） p. 3-5 6～10行目） ・ 水際は自然地ネットワーク形成の重要な要素であり、特に生物の生息・移動空間としてその連続性の確保が求められる。そのため「できるだけ」ではなく、水際線から数十メートルの範囲は連続的に自然地の保全・再生を図ることを基本方針とすべき。	・ ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	A21	荒川らしい自然景観の保全と自然の再生 （全体構想書（改定原案） p. 3-5 12行目） ・ 人工河川とあるが、岩淵より上流は自然河川ではないのか。浮間ヶ原、戸田ヶ原などサクラソウの原だった。再現に向けて研究してほしい。	・ 岩淵より上流は自然河川ですが、荒川下流部の大部分は人工河川のため、現在の表現としています。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	A22	表現等の修正について （全体構想書（改定原案） p. 3-5 19行目） ・ 「その際、日本固有種を守るため外来種対策を進めながら」とあるが、日本固有種に限定するのは荒川に成立する在来生態系の重要性や多くの固有種でない在来種を含むため望ましくない。「日本固有種も含む荒川の在来種を守るため」などの表現が適切ではないか。	・ ご意見を踏まえ修正します。
	A23	船舶の航行ルール （全体構想書 1996 p. 37） ・ 全体構想書 1996 にあった大規模・中規模・小規模自然地の考え方をやめることについてのゾーン分けの代案はあるのか。これに伴って決定した、船舶の航行ルールはどうなるのか。	・ 全体構想書 1996 で定義されていた大規模自然地、中規模自然地は、2010 推進計画では自然保全地、自然利用地の土地利用区分に再定義されています。 ・ 現行の船舶の航行ルール（※公示上は通航方法）については、荒川将来像計画との整合を図りつつ、必要に応じて改定してまいります。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
4.1 河川利用の現状	A24	<p>水面利用や現況面積のグラフの追加の要望 （全体構想書 新旧比較表 p.54）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体構想書 1996 にあった水面利用や現況面積のグラフを削除しているが、大事なグラフなので、再調査の上掲載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況や現況面積のグラフは、推進計画（改定原案）「2.3.1 荒川下流部の河川利用の現状」に記載しています。 <ul style="list-style-type: none"> 利用状況のグラフ「年間利用者数推計」図 2-29 現況面積のグラフ「荒川下流部の河川空間の割合」図 2-28
4.2 適正な利用を図るための考え方	A25	<p>高速走行する自転車に対するルール</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪れる人たちが安心して「歩ける」昔ながらの荒川土手を取り戻して欲しい。 高速走行する自転車の走行マナーを根本から改善してくれないと、他の利用者に及ぼす危険が大きすぎて、「都会のけん騒を離れて、ゆったりと身を預けられる「癒し(いやし)」の場」の実現にはならない。 「新・荒川下流河川敷利用ルール」に、以下のルールの追加を希望する。 <ul style="list-style-type: none"> 「歩行者のいるところでは徐行」に加え、過去にあった「時速 20 km」を復活させ、最高速度制限時速 20 km、さらに歩行者がいる所では徐行とする。 TT バー、エアロバーというポジション（ブレーキに手が届かない）での走行禁止。 トレインという車間距離をとらない縦列走行は禁止。 サイクリング用道路ではなく、災害時用の搬送設備であり、平時は河川敷内の共用空間であるという認識を徹底させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 荒川下流河川敷利用ルール（令和 4 年 7 月 1 日改定）では「自転車、歩行者は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。特に自転車は衝突した際、大事故につながることもあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。」としています。
4.2.1 河川敷利用の基本的な考え方	A26	<p>河川敷利用の整備について （全体構想書（改定原案） p.4-2 13 行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> カフェテラス等の飲食スペース、学習施設として都市農園、多目的地が出来たら嬉しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画（改定原案）「2.3.4 (1) ①にぎわい拠点」に記載のとおり、荒川に関わるまちの価値を高めるような取り組みとしてにぎわいの拠点整備を検討していきます。 なお、ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
4.3 自然と共存した利用地の配置	A27	<p>ゴルフ場及びグラウンドにおける自然度向上の考え方 （全体構想書（改定原案） p.4-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場は無農薬を基本とするべき。 ゴルフ場では、定期的に昆虫、鳥、植生、水生生物(ミジンコ、タガメなど)の調査をするべき。 グラウンド周辺に自然植生の樹木を配置し、緑陰として夏季に利用すべき。 水路はゴルフ場のようにポンプアップできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、ゴルフ場やグラウンドに関する具体的な整備方針については、推進計画（改定原案）「2.3.3(2)自然度向上の取り組み(エコアップ)」に記載しています。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
4.3.1 自然と共存した 利用地配置の 考え方	A28	利用地から自然地への変更の記載の必要性 （全体構想書（改定原案）p.4-3 2～14行目） ・利用状況から自然地へ変更可能な利用地では、生物多様性の保全に資する自然地の創出を行うことを明記すべき。	・推進計画（改定原案）「3.5 ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方」に、利用地から自然地への変更は自然地の増加に寄与するため、変更は推奨されることとしています。
	A29	堤内地と河川敷を勘案した利用地の配置 （全体構想書（改定原案）p.4-3 2～13行目） ・利用地の配置は河川敷内だけを考えず、堤内地のスポーツグラウンド等施設配置との関係が重要である。 堤内地へのグラウンド整備が進んだ場合、同等の面積の河川敷グラウンドを自然地化するなど、地区ごとの事情を勘案した自然地と利用地の配置再調整を行う旨を基本方針とすべき。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
4.3.2 自然度向上 （エコアップ）の考 え方	A30	具体的な取り組みの記載の必要性 （全体構想書（改定原案）p.4-3 15～33行目） ・自然度向上（エコアップ）の考え方について、自然度の維持・向上を図るには、適切な整備指針や外来種の侵入を防ぐためのルール作りが必要であるから、それらの策定について計画内で言及すべき。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、外来種対策については、「河川における外来植物対策の手引き」（国土交通省河川環境課、平成25年12月）があります。
4.4 快適に利用で きる川づくり	A31	バリアフリー利用促進の情報発信 （全体構想書（改定原案）p.4-4 11行目） ・荒川河川敷にアクセスするためのバリアフリールートがネットや地図アプリ上に少ない。ルートを知っている者以外は、バリアフリールートで河川敷にアクセスできない。バリアフリールートの間隔が2～5キロ以上離れており、気軽な利用が難しい。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	A32	子供乗せ自転車が通行可能な車止めへの改善 （全体構想書（改定原案）p.4-4 11行目） ・堤防天端や緊急用河川敷道路の車止めを通過できない子供乗せ自転車が増えている。不利益を被る利用者も多いため、なるべく早く改善してほしい。 ・子供乗せ自転車が車止めにより通過できない場所が、岩淵水門より下流の右岸左岸合わせ、少なくとも6カ所以上ある。それぞれ少なくとも7年間改善がない。（自分で現地を調べた結果）	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	A33	その他の要望 （全体構想書（改定原案）p.4-4） ・太陽光パネルの照明を設置する。 ・フットライトなど夜間のジョギング、サイクリングに対応する。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、照明の設置については、推進計画（改定原案）「2.3.4(2)①トイレ」に記載しています。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
4.4.1 快適な川づくりの考え方	A34	平常時の防災施設の利活用 （全体構想書（改定原案）p.4-4 2～24行目） ・防災関係施設は平常時からの活用が災害に対する備えにもつながるため、防災ステーションや船着場などを平常時の拠点として有効利用の促進を位置づけるべき。	・平常時の防災施設の利活用については、推進計画（改定原案）「2.4.2(2)災害時の防災拠点」に記載しています。
5. 安全な川を創る	A35	具体的な整備時期・場所を記載してほしい ・安全な川を創るための整備時期、位置情報を記載可能な範囲で記載すべき。	・全体構想書は“荒川の望ましい姿”の実現に向けた理念や川づくりの考え方等を記載した計画です。河川整備の内容については、「荒川水系河川整備計画」に記載しています。
5.2 超過洪水から街を守る	A36	防災に対する長期的なまちづくりに関する記載の必要性 ・章末に以下の文章を追記すべき。 「さらに、気候変動の進行に伴う海面上昇により100年以内に荒川下流域が水没して難民が発生する事態も想定し、関係省庁や関係機関と横断的に連携するとともに、流域に暮らす全ての住民や民間企業等と意見交換し合意形成できるネットワークを構築して、全員早期避難や集団移住、首都機能移転なども視野に入れた抜本的な気候変動適応策を産官学民共同で計画し、超長期的・総合的なまちづくりを早期に実行していきます。」	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	A37	超過洪水対策に関する記載追加の必要性 （全体構想書（改定原案）p.5-2 10～12行目） ・災対法改正で位置付けられた避難行動要支援者をはじめ、多様な事情を抱えた沿川住民を誰一人取り残さず水害から守るとの基本理念を記載すべき。 ・早期避難や広域避難を促し、避難所生活を円滑に運営できる地域のネットワークづくりを、平時から行っておくことの必要性を位置づけるべき。	・ご意見を踏まえ、全体構想書（変更案）「5.2 超過洪水から街を守る」に追記します。 ・平時からの防災意識向上については、推進計画（改定原案）「2.4 災害に強い安全・安心を守る川づくり」に記載しています。
	A38	超過洪水対策について （全体構想書（改定原案）p.5-2 6行目） ・高台まちづくりに加えて「高床式」の考えを取り入れる。それに対して、行政では助成金の支援、金融機関では住宅ローン減税等の支援が行えれば、公共事業によらず、個人の資金で洪水対策が出来るのではないか。 （全体構想書（改定原案）p.5-2 7行目） ・被害軽減に努め、河川敷を広くとり、余裕を持った高さでの高台設置を望む。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
5.3 地震に強い川	A39	光ファイバーについて （全体構想書 新旧比較表 p.107） ・光ファイバーの記事が削除されたが、現況使えなくなっているのか。現在も使用可能なら記載があった方がよい。	・ご意見を踏まえ、全体構想書（改定案）「5.3 地震に強い川」に追記します。
	A40	耐震性能の調査の必要性について （全体構想書（改定原案） p.5-2 18行目） ・各施設の中から、重要度の高い施設を選定したうえで耐震性能の照査を行う必要があるのではないか。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	A41	消火用水の施設計画について （全体構想書（改定原案） p.5-2 22行目） ・有事の際、利用可能な河川水を取水するための消火用水施設を計画したらよい。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
1.1「荒川将来像計画推進計画」とは？	B1	<p>地域沿川住民の意見について （推進計画 新旧比較表 p.8 17行目、21行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年度改定予定とあるのに、文章では「下流部で活動する活動団体や地域沿川住民の意見をふまえつつ策定しました」とあるが、意見を言う場はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回（令和5年8月）のパブリックコメントで、沿川住民の意見を聴取しました。
1.2「荒川将来像計画」の検討体制について	B2	<p>計画の検討体制について （推進計画（改定原案）p.1-2 3～8行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの意見聴取がパブリックコメントのみでは「多くの意見を収集し、反映に努めました」とは言い難い。荒川市民会議をやめるならば、市民会議と同じ機能を持つ、荒川将来像計画のフォローアップや課題に関する意見交換の場が必要不可欠ではないか。 <p>（推進計画（改定原案）p.2-74 16～17行目、p.4-2, 1～4行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川将来像計画のフォローアップや、荒川と地域に関する課題を討議する場であった荒川市民会議に相当する住民参加の場は今後も必要である。これから流域治水の取り組みを進めるならば、基本計画に相当する荒川将来像計画に住民の意見を反映させる仕組みは尚更必要で、下流沿川のみならず、上流の住民の協力も必要となる。 <p>（推進計画 新旧比較表 p.10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会議・市民会議に代わる市民意見の徴収方法はパブコメだけでは不十分である。市民意見を聞いたというアリバイでしかなく、民主的とは言えない。将来像計画の最大の特徴は市民参画であったのだから大切にすべきである。時代に逆行している。 ・市民会議はなくなりましたが、協議会だけの議論ではなく、河川管理者、占有者、活動団体、専門家、専門家、住民など、多様なひとびとが直接対話し継続的に議論する場があることが、将来像計画の実現に向けて不可欠だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	B3	<p>パブリックコメント結果の共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このパブリックコメントでどのような意見が出て、それに対する「荒川の将来を考える協議会」からの回答を公表し共有することが、今後の議論や行動、計画の実現につながると考えます。是非、公表、提示してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果及び対応方針はHP等で公表します。
1.2.1 荒川の将来を考える協議会	B4	<p>フォローアップについて （推進計画 新旧比較表 p.18）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画調整会議を中心にフォローアップを行い…とあるが、各市区担当者に市民意見を聴取するよう義務付けるのはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
2.1 将来像計画の理念	B5	<p>表現等の修正について (推進計画(改定原案) p.2-2 4~5行目) ・「既存の自然地や新たな自然地の創出・保全」とあるが、「既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生」といった表現が適切ではないか。</p> <p>(推進計画(改定原案) p.2-2 28行目) ・「沿川住民の協働を得ながら」とあるが、「沿川住民と協働しつつ」といった表現が適切ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ修正します。
2.2.1 荒川下流部における河川環境の現状	B6	<p>図2-2 荒川下流部の河川敷の変遷について (推進計画 新旧比較表 p.53) ・図2-2では、坂路整備とあるが、緩傾斜護岸整備が抜け落ちていないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画(改定原案)「2.2.1 荒川下流部における河川環境の現状」図2-2は、環境の変遷を示しており、それに合わせて記載内容を修正します。
	B7	<p>ヒヌマイトトンボの記載内容や写真について (推進計画(改定原案) p.2-5 11~13行目、p.2-10 1~12行目) ・ヒヌマイトトンボは確認されていないだけで、絶滅した証拠はない。推進計画2010に掲載されていた、ヒヌマイトトンボの記載内容や写真は削除せず掲載すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 荒川下流部のヒヌマイトトンボについては絶滅した証拠はありませんが、当事務所及び市民団体で行っている調査において平成28年度より確認されておりません。
2.2.2 荒川下流部の自然地	B8	<p>荒川下流部の自然地の望ましい姿 (推進計画(改定原案) p.2-7 1~10行目) ・推進計画2010には以下の記載があった。この自然地の面積減少や分断による問題点の記載は、基本的な認識として重要であるため、掲載すべきである。 「今後、自然地の面積が減ったり、グラウンドなどの整備によって分断されたりしてしまうと、オオヨシキリのさえずるヨシ原などの、荒川下流部にふさわしい自然の風景が消えてしまう恐れがあります。これからの川づくりは、これら自然地を核として、荒川にふさわしい自然を保全・創出・維持管理し、自然の豊かな荒川を目指します。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然の保全・創出・維持管理については、推進計画(改定原案)「2.2.4 自然地の保全と再生の考え方」に記載しています。
	B9	<p>自然地の維持管理 (推進計画(改定原案) p.2-7 1~10行目) ・自然地の維持管理が十分行き届いていないのは、維持管理に必要な財源が確保されていないことや、財源を確保するにしても、自治体が「自然地」として占有することが前提となっており、占有及び調査と保全の体制の整備が不十分であることが課題ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
2.2.3 荒川下流部に望まれる自然の姿	B10	北区・子どもの水辺の大池・小池の写真の掲載について （推進計画（改定原案）p.2-11 14～16行目） ・推進計画2010には、北区・子どもの水辺の大池の写真が掲載されていた。北区・子どもの水辺は大池がメインの自然地であり、色々な大きさのワンドがあることを示すためにも、大池と小池の両方の写真を掲載してほしい。	・ご意見を踏まえ、推進計画（改定案）「2.2.3(4)池や水路、ワンド、湿地が作り出す小さな自然」図2-10を大池の写真に差し替えます。
2.2.4 自然地の保全と再生の考え方	B11	自然保全地の整備方法の具体的な記載の必要性 （推進計画（改定原案）p.2-12） ・自然保全地 具体的にどう整備するのか、が書かれてない。	・自然保全地は人の利用を前提とした整備は行わず、最低限の環境管理を行います。
	B12	自然地の管理について （推進計画（改定原案）p.2-13） ・「継続した維持管理を行う仕組みづくり」を、現行計画と同じく「継続した維持管理とモニタリング調査を行う仕組みづくり」とする必要。自然地の保全・再生・創出の判断材料として欠かせないので。	・ご意見を踏まえ修正します。
	B13	自然地増加の目標について （推進計画 新旧比較表 p.64） ・水辺サポーターを頼りにしていくつもりであるならば、3か所ではなくもっと自然地を増やしていくことを宣言してはどうか。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、推進計画（改定原案）「2.2.4(1)②自然利用地」に記載のとおり、水辺の楽校、環境学習、自然観察等に利用できる環境の創出・維持を目指します。
	B14	日陰の必要性について （推進計画（改定原案）p.2-13 2行目） ・河川敷の保全作業には「日陰」が必要。	・具体的な利便施設については、推進計画（改定原案）「2.3.4(2)利便施設の配置について、(3)河川敷の緑化」に記載していますが、ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	B15	水際の整備について （推進計画（改定原案）p.2-14 1～14行目） ・水際の横断形状のうち、C「親水タイプ」・D「直壁護岸タイプ」は現状追認型であるが、自然地再生を基本とするなら、本来あるべきA「干潟タイプ」・B「湿地化タイプ」の断面形状を中心に位置付けるべき（堤防保全区域さえ確保すれば、なるべく掘り下げた方が治水上也よい）。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	B16	遊歩道について （推進計画（改定原案）p.2-16） ・現行計画から、「荒川下流部の水辺は、人が川に触れ合える貴重な空間であることから、水辺に連続した遊歩道の整備を推進」が追記されたが、水辺は多様な動植物の生息生育環境でもあり、動植物のためには、人が近づくのを避けるため遊歩道を作らないことも必要ではないか。	・自然利用地での考え方については、推進計画（改定原案）「2.2.4(5)水辺のネットワーク」に記載しています。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
	B17	<p>特定外来種について (推進計画 (改定原案) p. 2-18 5~8 行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 荒川で確認されている特定外来種 (植物) は 2 種に加え、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウが確認されているため、これに加え「4 種」に修正すべき。 <p>(推進計画 新旧比較表 p. 73)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「外来種の対策」について、川口市、他地域でも問題となっている特定外来生物のナガエツルノゲイトウを加えてください。 <p>(推進計画 (改定原案) p. 2-18 5~8 行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定外来種は、水中の動物についても問題となっている。少なくともウシガエル、アメリカザリガニ、ミシシippiaカミミガメ、ブルーギル、ブラックバスについても記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見等を踏まえ修正します。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	B18	<p>外来種対策について (推進計画 新旧比較表 p. 73)</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵略的外来生物種のそれぞれの対策、管理に対する考え方、方法等も書かれてあるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、外来種対策については、「河川における外来植物対策の手引き」(国土交通省河川環境課、平成 25 年 12 月) があります。
	B19	<p>図 2-24 河川敷における維持管理のイメージについて (推進計画 新旧比較表 p. 53)</p> <ul style="list-style-type: none"> 占有者の図 2-24 が新しく載っているが、矢印が何を指しているかわかりづらい。水面上は誰が管理するという意味か。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ修正します。
	B20	<p>河川利用の安全管理について (推進計画 (改定原案) p. 2-19 1~15 行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然地管理も含めた河川利用の安全管理は自己責任、と位置付けるべき。 (河川管理者や占有者の管理責任を問われ、自然地や水辺整備の設計に影響を及ぼしかねないため。) 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、推進計画 (変更案) 「2.2.4 (3) 自然地の管理について」に追記します。
	B21	<p>水質基準について (推進計画 (改定原案) p. 2-21 図 2-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質基準をクリアしているというが C 類型である。このままでの B 類型に入っているので、B 類型に指定してもらってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2.3.1 荒川下流部の河川利用の現状	B22	<p>河川敷の駐車場利用について (推進計画 (改定原案) p. 2-30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場を利用する自動車やバイクが坂路や緊急河川道路を通行する時に、安全確認が不十分なことがある。そのため、カラーコーンの設置やハンブ、一時停止線等を設置して、安全性を確保することが必要でないか。 引き続き、駐車場利用者に注意喚起などを SNS で発信し続けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
	B23	河川敷の利用施設について （推進計画（改定原案）p.2-26 12行目） ・アスファルトではない連続した歩道を整備すべき。 ・河川敷に野球場が多すぎる。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	B24	荒川における船舶の通航方法 （推進計画（改定原案）p.2-36 1～6行目） ・2010 推進計画には、「特定の区域」の通航方法に関する詳細な記載があった。水際の自然地保全や水面利用の点で、「特定の区域」の通航方法の徹底が最も重要である。この記載は削除せず掲載してほしい。	・航行方法の詳細については、「東京低地河川ナビゲーションマップ」に記載しているため、将来像計画ではその「ナビゲーションマップ」を紹介する形としております。
2.3.2 荒川下流の適正な利用の推進と新たな魅力づくり	B25	監視カメラについて （推進計画（改定原案）p.2-41 1行目） ・「監視カメラ」はゴミ対策だけでなく、適時増設して、荒川全般のルール違反の発見と抑止に活用してほしい。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2.3.3 自然と共存した利用施設の整備	B26	まとまった自然地について （推進計画（改定原案）p.2-47） ・「まとまった自然地の間にグラウンド等の利用地を整備する場合…」とあるが、このこと自体が誤り。まとまった自然地は保全することが原則ではないか。	・自然と共存した利用施設の整備方針については、推進計画（改定原案）「2.3.3(1)自然と共存した利用施設の整備方針」に記載しています。
	B27	表現等の修正について （推進計画（改定原案）p.2-48 20行目） ・「グラウンドの美化を努める」とあるが、「グラウンドの美化に努める」といった表現が適切ではないか。	・ご意見を踏まえ修文します。
	B28	ゴルフ場の維持管理について （推進計画（改定原案）p.2-27 1～7行目、p.2-49 1～6行目） ・全体構想書 1996、2010 推進計画では「無農薬のゴルフ場を目指す」と記載があったのに、改定原案では「農薬の使用の制限等適切な維持管理を進めてきました。」との現状肯定型の記載となっている。大きな後退と言わざるを得ない。 「無農薬のゴルフ場を目指す」目標は継続すべき。	・ご意見を踏まえ修文します。
2.3.4 快適に利用できる川づくり	B29	都市計画マスタープランとの整合について （推進計画（改定原案）p.2-52 35～40行目） ・各自治体の都市計画マスタープランには、道路・交通体系に関する方針として、歩行者のネットワークや鉄道駅など公共交通拠点の整備方針が掲げられている。まちから荒川へのアクセス確保は、この都市計画マスタープランに位置づけた上で推進してほしい。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
	B30	ユニバーサルデザインについて ・アクセス動線はUD（ユニバーサルデザイン）の視点も必要であり、整備に当たって当事者の参画も促す必要がある。これらの記載も追加してほしい。	・ユニバーサルデザインについては、推進計画（改定原案）「2.3.4(2) 利便施設の配置について」に記載しています。 ・当事者の参画のご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	B31	歴史文化やランドマークを活かした荒川の景観づくり （推進計画（改定原案）p.2-57 10行目以降） ・旧岩淵水門についてユネスコ世界遺産への推挙、申請登録してほしいといった声が一部関係者から上がっている趣旨の内容を追記してほしい。 （推進計画（改定原案）p.2-57 1～10行目） ・荒川放水路そのものが重要な防災上の土木遺産であり、顕彰の対象といえる。2024年の荒川放水路通水100周年を契機として、放水路の治水上の意義や建設の歴史、さらに、放水路とともに育まれてきた地域の歴史を、次世代に継承し共有していく旨の記載を追加してほしい。	・旧岩淵水門については、推進計画（改定原案）「2.3.4②歴史文化やランドマークを活かした荒川の景観づくり」に記載しています。 ・荒川放水路については、推進計画（改定原案）「1.4.3①荒川放水路の開削（明治～昭和初期）」に記載しています。
	B32	利便施設の配置について （推進計画（改定原案）p.2-54） ・駐車場に関して、2010推進計画の「（コラム8）駐車場整備にあたっての配慮事項」を明示してほしい。 ・コチドリの営巣をよびこむため、夏季は立入禁止としてほしい。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2.4.1 堤防の決壊を防ぐために	B33	流域治水対策 （推進計画（改定原案）p.2-61） ・田んぼダムを追加してほしい。	・推進計画（改定原案）「2.4.1(2)流域治水」に記載の「荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会」においては田んぼダムの事例がないため、荒川将来像計画でも記載していません。
	B34	表現等の修正について（止水板設置の取り組み） （推進計画（改定原案）p.2-61 18行目） ・「止水版」は「止水板」の誤りではないか。	・ご意見を踏まえ修正します。
	B35	超過洪水対策について （推進計画（改定原案）p.2-62） ・堤防強化対策は抜かないでほしい。 ・アーマー堤防、入端の舗装化等で強化する。 ・土盛した土の履歴を明示する。放射能汚染土の利用は明記し調査する。（線量、水、生物）	・堤防強化対策は完了したため削除しました。 ・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
2.4.4 災害発生時に備えた川づくり	B36	<p>情報発信に関する記載追加の必要性 (推進計画（改定原案）p.2-73 2～12行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報網の整備の記述しかないが、本来は「災害発生時に備えた川づくりと街づくり」にまで踏み込んだ記載が必要である。整備した情報網から得られる情報を、避難行動にまでつなげて誰一人取り残さず水害から命を守るため、以下の2点の記載をお願いしたい。 (1)情報の読み方の勉強と、個々人の抱える事情に応じたマイ・タイムラインの作成、訓練 (2)早期避難や広域避難を促し、避難所生活も円滑に運営できる地域のネットワークづくり 	<ul style="list-style-type: none"> マイ・タイムラインについては、推進計画（改定原案）「2.4.1②(イ)マイ・タイムラインの作成」に記載しています。 広域避難については、推進計画（改定原案）「2.4.2(4)震災時の広域避難場所」に記載しています。
	B37	<p>ハード対策に関する記載追加の必要性 (推進計画（改定原案）p.2-73 2～12行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に備えた街づくりのハード面で重要なポイントは、水害に遭っても再建が容易にできる建物構造にしておくことである。以下のような手法の普及啓発や助成を推進してほしい。 (1)荒川氾濫時に大きな浸水深が想定されている区域の建物は、浸水深に見合った盛土（水塚）や、1階部分を水没前提の利用形態にするなどの工夫を行う。 (2)浸水の想定される区域には、半地下構造の倉庫車庫等を造らない。 (3)床下浸水時の排水や、床下乾燥を考慮した基礎構造にする。 (4)区民や事業者に設置を薦めている、雨水浸透施設や止水板などの周知や補助制度を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2.5.1 沿川住民・企業等のあらゆる関係者と行政連携による取り組みの実施状況	B38	<p>表現等の修正について (推進計画（改定原案）p.2-74 表2-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「河川愛護モニター」は荒川下流では機能していないはず。代わりに「荒川情報レポーター」とすべき（本文と合致させるべき）。 「荒川知水資料館」は長年使われてきた愛称も加え、「荒川知水資料館 <u>amo a</u>」とすべき。 沿川住民・行政連携による活動取り組みは表2-3のものだけでなく、「あらかわ学会」のように長年に渡る活動や、「荒川流域防災住民ネットワーク」のような新しい切り口での活動も行われているため、これらの活動も追加してほしい。 荒川学会は毎年開催している市民団体で歴史もあるので、明記してほしい。 かつて、荒川市民会議を行っていたことも明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて、修正します。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・当時の記録も残っている。生物調査、提言も活発に行っていたので今でも成果を使える。 	
2.5.2 今後の荒川下流部を守り育てていくための沿川住民活動と行政の連携について	B39	地域の代表について （推進計画（改定原案）p.2-76 34行目） <ul style="list-style-type: none"> ・「地域の代表、住民活動のリーダーが協働して対応していくための中間支援組織の立ち上げを検討します。」とあるが、この候補者に■■■■氏を推薦したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	B40	荒川の拠点（川の駅）について （推進計画（改定原案）p.2-75 1行目） <ul style="list-style-type: none"> ・荒川の長時間滞在に必要な機能（飲料水・トイレ・ベビールーム（授乳室）など）を提供 ・室内を各分野でゾーニングする。スポーツ団体の拠点（マラソン・自転車の着替えなど）としても活用 ・拠点の運用は各団体に任せるが、天端の通行で他に迷惑をかけない等の指導もしてもらう ・沿川住民だけでなく、教育機関（高校・大学など）とも連携できれば良い ・地元商業系の物販も可能としたいが、採算は合わないかもしれない ・荒天時の避難場所であることも、忘れないようにしたい ・拠点と緊急用船着場を隣接できれば、緊急時にセットで運用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3.1.1 基本的な土地利用区分の考え方	B41	自然保全地と自然利用地の定義について （推進計画（改定原案）p.2-12 15～38行目、p.3-1 3～10行目） <ul style="list-style-type: none"> ・「自然保全地」「自然利用地」が定義されているが、この両者は本来、区分することはできない。「自然利用地」として北区・子どもの水辺が例示されているが、水辺にふさわしい生物多様性を育み、次世代に自然を残すべく、調査や保全活動を行っており、「自然保全地」と基本的考え方は変わらない。また、自然を保全する体制（国、自治体、市民、企業の連携）ができて初めて、環境学習や自然観察等のサポートもできるようになるため、「利用」は「保全」が前提となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保全地と自然利用地の考え方については、推進計画（改定原案）「3.1.2 個別の土地利用区分」に記載していますが、ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	B42	自然地の整備について （推進計画（改定原案）p.3-1） <ul style="list-style-type: none"> ・多目的地は自然利用地と同じではないか。 ・樹木がないと暑くて利用できないので、なるべく樹木、流れなど自然を入れる必要がある。 ・自然保全地のうちアシ原は巾10m以上ないと繁殖できないので、それ以下はカウントしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的地と自然利用地の違いについては、推進計画（改定原案）「3.1.2 個別の土地利用区分」に記載しています。 ・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 具体的な利便施設については、推進計画（改定原案）「2.3.4 (2)利便施設の配置について、(3)河川敷の緑化」に記載しています。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
	B43	<p>地区別計画における土地利用区分 （推進計画（改定原案）p.3-1 8～10行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 表3-1に地区別計画における土地利用区分とその利用例が載っている。かたやp.2-52「②街と川のネットワーク」では、14行目「かわまちづくり等の沿川自治体との協働事業等による河川敷内のプロムナードの整備」や、26行目では「川の連続性や自然を活かしたサイクリング、等々の利用を推進」となっている。また、図2-72でリバースポットに休憩施設なども書かれている。 <p>整合が取れていないので、土地利用区分の利用例に分かりやすく記載してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて修正します。
3.4 ゾーニング全体目標について	B44	<p>ゾーニング全体目標について （推進計画（改定原案）p.3-8 5行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「グラウンド面積の維持」が目標として掲げられているが、荒川下流沿川の堤内地のグラウンドを含めての現状維持とすべきである。 ハビタットとコリドーは十分な面積を確保し、ビオトープネットワーク（生態系ネットワーク）を作り上げて欲しい。「運動場は基本、増やさない」だけで良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3.5 ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方	B45	<p>堤内地もふまえたグラウンド整備について （推進計画（改定原案）p.3-9 12～15行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川区域内の自然地を利用地に变更前に、河川区域内だけを考えず、堤内地のスポーツグラウンド等施設配置との関係を踏まえた検討をする必要がある。グラウンド整備はなるべく堤内地への整備を優先し、河川区域内は自然地増加の方向を基本とするなど、地区ごとの事情を踏まえた調整を行う旨を記載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	B46	<p>自然地の生息生育環境について （推進計画（改定原案）p.3-9）</p> <ul style="list-style-type: none"> 面積だけでなく、動植物の生息生育環境としての質が同等となるかどうか、また、年数をかけて同等の質が担保されるまで、誰が責任を持って再生するのか、慎重に判断する必要すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
3.6 現況土地利用 図および将来ゾー ニング図	B47	表現等の修正について （推進計画（改定原案）p.3-13） ・「図3-14 現況土地利用図および将来ゾーニング（3）」について、北区豊島ブロックの自然系ゾーンの旗揚げコメントに「上流側は自然地の散策エリアとして整備」とあるが、自然地は競技場と同時に施工され令和5年8月26日にオープニング記念イベントが行われたことから、「整備」は削除すべき。 ・「下流側は競技場として活用していく」とありますが、北区内の野球場の利用の記述とあわせ「下流側は競技場として利用する」とすべき。	・ご意見を踏まえて、修正します。
	B48	河川敷道路の開通の要望 ・新砂リバーステーション付近から夢の島公園、若洲公園へ繋ぐ河川敷道路の開通を希望します。	・ご意見は、今後の参考とさせていただきます。